

12月3日(火)～9日(月)は 障害者週間です

障害者週間は、みなさんが障害福祉への関心と理解を深め、障害のある人が社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として定められています。「障害」といっても、身体の障害や心理的な障害など個人によりさまざまで、その関わり方も多種多様ですが、周囲が理解し配慮することで、自立の幅が広がります。この機会に、誰もが暮らしやすい地域共生社会や障害のある人とない人との相互理解について考えてみましょう。

園福祉課障害福祉班 ☎84-1257 ㊟84-2713

合理的配慮とは 障害のある人が、社会生活において平等に参加できるよう障害の特性や困りごとに合わせて行われる配慮です。

合理的配慮の提供が義務化されました

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が、平成28年4月から施行されています。この法律は、民間事業者や行政機関を対象に、障害を理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」や、障害のある人が日常生活を送る中で「障壁(バリア)」となるものを取り除く「合理的配慮の提供」などを定めています。また、令和6年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

●合理的配慮の具体例(負担が重すぎない範囲での対応が求められます)

- ①**身体障害のある人** 車いす利用者が移動しやすいように、通路の幅や段差解消に関して配慮を行う。
- ②**聴覚障害のある人** 筆談やイラストで案内する。
- ③**視覚障害のある人** 声による読み上げ、点字を活用する。

- ④**知的障害のある人** 難しい漢字にふりがなをつける。予定の変更が発生したら早めに伝えて納得してもらう。
- ⑤**精神疾患のある人** 必要な情報を簡潔にわかりやすい言葉で説明する。
- ⑥**発達障害のある人** 人混みや音などの刺激の多い場所では、気持ちを落ち着かせる空間や場所(カームダウンエリア)の配慮を行う。

合理的配慮の内容は、障害特性や病状などそれぞれの場面・状況で異なります。

職場・学校・日常生活の中で、一人一人の小さな気遣いが求められています。障害のある人もない人も共に暮らしやすい町にしていきたいです。

障害のある人などに関するマーク・標識

障害のある人などに関するマークや標識は、障害のある人に対応した設備や取り組み、ルールなどが存在することを示したり、障害のある人などが支援を必要としていることを伝えたりするものです。

マーク・標識	マーク・標識の説明	必要としている支援内容
	障害のある人が利用できる乗り物や建物、施設であることをわかりやすく表した世界共通のシンボルマークです。	このマークは「すべての障害のある人」を対象としています。車いすを利用する障害のある人だけに限定されません。
	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表す耳のシンボルマークです。聴覚障害のある人がカードなどを身につけています。	聞こえが不自由な方から申し出があれば、必要なサポートをお願いします。
	目に障害のある人の安全を考えた建物や設備などにつけられている世界共通のマークです。	信号機や音声案内装置など、さまざまな場所に設置されています。
	体の内部に障害があることを表す「ハートプラス」というマークです。障害は目に見えるものだけではありません。外見ではわかりにくく、さまざまな誤解なども受けやすい体の内部に障害がある人を表すマークです。	このマークをつけている人を見かけたら、体の内部に障害がある人の利用への配慮についてご理解とご協力をお願いします。
	人工膀胱・人工肛門を使用している人(オストメイト)であること、オストメイトのための設備(オストメイト対応のトイレ)があることを表しています。	このマークを見かけたら、体の内部に障害のある人であること、オストメイトのために配慮されたトイレであることをご理解の上、ご協力をお願いします。

マーク・標識	マーク・標識の説明	必要としている支援内容
	身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)への理解を広めるマークです。「補助犬を積極的に受け入れます」というお店側のメッセージが込められています。	使用者が補助犬を同伴していても、介助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら積極的に声をかけます。また、補助犬には食べ物や水を勝手にあげたり、かわいからといって見つめたり、触ったり、話しかけないようにしましょう。
	肢体不自由のため、運転免許に条件がある人の車に表示するマークです。	このマークをつけた車に「幅寄せ」や「割り込み」をすると道路交通法違反になります。(やむを得ない場合を除く)
	聴覚障害のため、運転免許に条件がある人の車に表示するマークです。	このマークをつけた車に「幅寄せ」や「割り込み」をすると道路交通法違反になります。(やむを得ない場合を除く)
	障害のある人の中には、自分から「困っています」と伝えることが苦手な人もいます。このマークは、障害のある人がいざというときに必要な支援や配慮を周りの人にお願いやすすめるためのマークです。	このマークを示されたときには書かれている内容にそったサポートをしましょう。